

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月10日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第10号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第13条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中にお</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（<u>法第77条第1項の許可を受けて行う人の移動の用に供するロボットの実証実験に使用されるものを除く。</u>）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第13条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中にお</p>

改正前	改正後
<p>る政治活動として行われるものを除く。)とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。</p>	<p>る政治活動として行われるものを除く。)とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験<u>又は人の移動の用に供するロボットの</u>実証実験をすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。